第三次補正予算の編成に向けた緊急要請

平成２３年９月１５日
全国知事会

我が国は、今、東日本大震災からの復旧・復興や福島第一原発事故の早期収束という、未曽有の国難に直面している。

被災者の生活再建や地域の再生は、まさに喫緊の課題であり、復旧・復興を起点とした新たなまちづくり・国づくりは、大震災で命を落とされた多くの方々に対する我々の使命でもある。

しかしながら長引くデフレや予想を超える円高により、企業の活力や雇用が失われ、国・地方の財政状況も著しく悪化している。大震災からの復旧・復興に向けた我が国の体力は甚だしく奪われている。

そこで全国知事会としては本年 7 月 26 日に「日本の再生に向けて　―東日本大震災　復興への提言―」を政府に提出し、本格的な復興対策を早期に実施するよう要請した。また 8 月 17 日には「円高の是正及びデフレからの脱却に向けた緊急アピール」を行った。

多くの国民が復興への取り組みの遅れを懸念している今、野田新総理のリーダーシップの下、本格的な復旧・復興に向けた第三次補正予算を速やかに編成し、執行する必要がある。

ついては被災県の実情や要望を踏まえ、緊急かつ重点的に対応すべき事項を（別記１）、（別記２）のとおりまとめたので、政府においては地方と十分に協議の上、第三次補正予算の編成において確実に措置するよう強く要請する。

また、あわせて全国的な緊急防災・減災事業等の実施を着実に行う予算措置を行うことを求める。その際、地方としても必要な税財源の確保について国と連携しながら対処していく所存であることを申し添える。

（別記1）

東日本大震災復興に向けた国の第三次補正予算編成への要請

東日本大震災発生から半年が経過するが、被災地は今もなお大量に残るがれきの処理や被災者の生活再建支援、インフラ・ライフラインの復旧、さらに放射能汚染対策など困難な課題に直面している。

各被災自治体は発災以来日々懸命の努力を重ねており、特に緊急を要する事業については本年度第一次、第二次補正予算で措置されたところであるが、課題克服に到る十分な成果を上げるには至っていない。

こうした状況を踏まえ、被災3県からそれぞれ追加予算措置等を求める要望書が提出されている。（7月21日福島県、8月3日岩手県、9月7日宮城県)

新政権においてはこれら被災県の要望に誠実に対応するとともに、特に要請の強い下記の重点課題について第三次補正予算に確実に反映させ、機動的に取り組むよう強く求める。

1. 復旧・復興に対する確実な財政措置

（1）災害復旧・復興事業の実施に必要な予算の確保

各被災自治体において「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復旧・復興事業が着実かつ速やかに進むよう、第三次補正予算を速やかに編成し、十分な予算措置を講じるとともに、次年度以降においても引き続き必要な予算の確保を図ること。

（2）弾力的な財政措置と自由度の高い交付金の創設

通常の財政スキームでは、被災自治体において、短期間に膨大な財政負担が生じ、復旧・復興がなしえないことから、国庫補助事業の補助率引き上げや対象の拡大、手続きの簡素化など弾力的運用を図ること。

これらの財政支援がなされた場合にも直轄事業負担金や国庫補助の裏負担等が復興の妨げとなることがないよう、地方負担に対する財政支援を講じること。また、各自治体の裁量で事業を柔軟に執行できるよう復旧・復興事業を集約し、複数年度にも対応しうる自由度の高い交付金を創設すること。

（3）被災県ごとの大規模な復興基金の早期設置

今次の震災被害の甚大さを踏まえ、被災県ごとに阪神・淡路大震災を大幅に上回る復興基金を早期に創設し、特別交付税の特例交付等による財政支援を行うこと。

なお、震災規模や昨今の金利水準等に鑑み、果実運用型でなく取崩し型の基金造成を可能とすること。

2．地元主導の復興に対する支援

(1) 被災地の意向を踏まえた復興特区制度の早期実現

今回の震災被害は極めて甚大であり、平時を想定した規制や制度、税財政スキームでは到底、迅速かつ創造的な復興を実現するとはできない。総合的な特例措置を講ずる「復興特区」について、被災地の実情と課題を熟知する被災自治体が求める特例措置を一つでも多く実現する内容としつつ、早期に実現させること。

(2) 復興まちづくりに対する財政支援

安心・安全なまちづくりを進める上で高台や内陸部への大規模移転は必須であるが、現行制度の枠組みでは市町村負担が過大となることから、補助率の大幅なかさ上げや補助対象の拡大、補助限度額の撤廃を行うこと。

また、道路、河川、海岸、港湾等の公共土木施設の早期復旧に向けて、国庫補助率の引上げや新たな財政支援制度の創設などの財政措置を講じること。なお、社会資本整備のピークは3、4年先であることから、「復興枠」を創設して被災地への重点投資を行うこと。

(3) 道路・鉄道の早期復旧

震災等により壊滅的な被害を受けたJR在来線（常磐線、只見線等）及び三陸鉄道などの第3セクター鉄道の早期全面復旧に向けて、国庫補助率を少なくとも10分の8以上で最大限に引き上げること。また、補助要件の緩和を図るなど全面的な支援を行うこと。

さらに、国道6号及び常磐自動車道の早期復旧と、三陸縦貫自動車道や東北中央自動車道などの高規格幹線道路等を「復興道路」と「復興支援道路」にそれぞれ位置づけ、早期完成を図ること。

(4) 津波防災施設の整備・充実

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設、防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備するとともに、復興まちづくりと一体的に実施する津波対策施設について、災害復旧事業と同等の支援制度を創設すること。

また、安全なまちづくりには既設堤防高を越える海岸堤防の整備が不可欠であり、今回の津波レベルにも対応する海岸堤防整備のための財政措置を講じること。

(5) 地域産業の復旧・復興

水産業の復旧・復興を国家プロジェクトとして進めるとともに、農業生産基盤の早期復旧や農林漁業の経営再建の取組に対する支援措置を講ずること。また、商工業や観光など幅広い分野の被災企業に対する助成制度の大幅な拡充や新たな支援制度の創設など既存の枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること。

さらに、再生可能エネルギーの開発・普及を飛躍的に推進させ、新たな産業や雇用の創出につなげるため、研究拠点の設置や関連産業の集積・基盤整備を進めるための支援措置を講じること。

（6）医療施設の復旧・復興

今回の災害で全壊した医療施設等を安全な場所に移設し診療棟を速やかに再開するため、補助率の引き上げや対象拡大などの手厚い支援と弾力的な運用を講じること。

また、原子力発電所事故等の影響により、医療従事者が県外に流出するなど危機的状況にある医療提供体制の復旧の長期化が予測される。国の責任において継続的な医療人材の派遣とそれに必要な財政支援を行うこと。

3．福島第一原子力発電所事故への対応

（1）原発災害からの地域再生に向けた特別法の制定

今回の原子力発電所事故では放射能汚染による広域にわたる甚大な被害が発生し、多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、地域経済も深刻な打撃を受けている。原子力災害対策特別措置法など現行法制度の枠組みによる対応には限界があり、地域の再生・復興に要する期間の長期化が予想される。

今回の事故を風化させることなく、長期かつ広域にわたる放射線対策、健康管理、自治体支援、地域整備、産業振興・就労支援等の取組が国の責任において着実に行われなければならない。そのため、所要の財源措置や、復興特区による措置を更に上回る産業振興のための優遇措置の創設など、必要な措置を体系化した地域再生の特別法を制定すること。

（2）原子力発電所事故の早期収束と放射線対策の着実な実施

今回の事故は国のエネルギー政策の結果として生じたものであり、国の責任において事故の早期収束を図るとともに、復旧・復興に要する経費は全額国庫負担とすること。

放射線対策に関しては、各種安全基準や廃棄物の処理方法等を速やかに決定し、正確な情報を迅速に発信して丁寧に説明すること。また、対象地域を限定することなくモニタリングや健康への影響調査、放射性物質の除染、汚染された土壌や下水汚泥の処分等を国の責任において確実に実施すること。

特に放射線が子どもの健康に及ぼす影響については極めて大きな問題であり、政府として将来の安全性を確実に保証できる範囲を明確にし、必要な健康対策を講じるなど安心も確保すること。

また、放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理については、国の責任において早急に最終処分先を確保の上、処理にかかる経費は全額国庫負担とすること。放射性物質の除染については、それに伴って生じる土壌等の処理も含め、国が責任を持って対応することとし、地方自治体が実施する場合においても全額財政措置を講ずること。

さらに、原発事故の発生に伴う地方税収の減少により被災自治体の財政は深刻な状況にあることから、国は確実な財政支援を講ずること。

（3）あらゆる損害に対する迅速かつ十分な賠償の実施

原子力災害は住民の生活に深刻な影響を及ぼし、農林水産業、製造業、観光などあらゆる分野が危機的状況に直面している。

今回の事故は歴史的にも類を見ない甚大な災害であり、現行法の枠組みにとらわれない柔軟な対策が講じられなければならないことから、被害者の実態に見合った十分な賠償・補償を行えるよう損害賠償に関する特別法を制定して対応すること。

また、経済的・精神的損害については幅広くとらえ、自主避難に伴う経費や精神的苦痛、地方公共団体の損害についても確実に対象に含めるとともに、東京電力はもとより、国が全責任を持って迅速かつ十分な賠償を実施すること。

（別記2）

円高の是正及びデフレからの脱却に向けた国の第三次補正予算編成への要請

我が国経済は、東日本大震災によって、未曾有の深刻な打撃を受けました。その影響は、被災地に止まらず、広く全国に及んでいます。

景気の先行きについては、生産活動が回復し、徐々に持ち直していくことが期待されますが、一方で、電力供給の制約や原子力災害の影響等により、下振れするリスクもあります。

震災前から続いている円高は、企業の想定レートを大きく上回る水準となっており、足下の円高水準が続けば、今後、企業の採算悪化や国際競争力の低下、さらには、産業の空洞化が進み、ひいては、我が国の経済活力や雇用が失われるとともに、税収低下により地方自治体の財政が深刻化することも懸念されます。

また、我が国は、依然としてデフレから脱却しておらず、家計や企業の慎重なマインドから、経済成長に重要な役割を果たす消費や設備投資などは低調に推移しています。

こうした中、政府及び日本銀行におかれては、8月4日に、為替介入及び追加的な金融緩和を実施されましたが、力強く日本経済を回復させ、産業空洞化や国内雇用の喪失を防ぐことができるよう、経済の基礎的条件を反映しない過度の円高の是正やデフレからの脱却を図るため、引き続き、以下のような具体的な政策を早急に検討・実施していただくよう、強く要請いたします。

1. 為替政策

東日本大震災という「非常事態」からの復興期において、過度の円高の動きを牽制するため、今後とも、主要先進国（G7）に対し、我が国の現下の状況について一層の理解を求めつつ、国際的な協調の下、適時に、思い切った規模の円売り・ドル買い介入を行うこと。

2. 産業空洞化対策及び雇用対策

産業の空洞化やそれに伴う経済活力や雇用の喪失を防止するため、以下のような対応を検討・実施すること。

- 電力の安定供給を確保すること。その際、電力料金の上昇を招かないよう、適切な措置を講じること。
- 総合特区制度を活用することを含め、法人税率の引き下げを実現し、立地競争力を強化すること。
- 新たな需要創出につながるよう、成長分野における企業の国内立地・設備投資に対

する支援を拡充するとともに、研究開発への投資を一層促進すること。
・ 高速道路、空港、港湾など、企業活動を支える基盤を整備すること。
・ 中小企業の新商品開発や海外向け販路開拓等に対する支援を拡充すること。
・ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金の追加配分を行うなどにより、雇用機会の創出、ミスマッチの解消など、地域の実情に即した雇用対策を拡充すること。
・ 中長期的に強い日本経済を支えていくため、環境・エネルギー、観光、医療、農業など、今後の成長分野に関する規制緩和や支援の拡充等について、積極的に取り組むこと。

3．金融緩和政策の強化

8月4日に、追加的な金融緩和策が決定されたところであるが、今後とも、過度の円高の是正や、マネーストックの増加を通じたデフレからの脱却につながるよう、主要国の中央銀行と比較して遜色ないレベルまで金融緩和政策を強化することとし、以下のような現行の措置の拡充等を検討・実施すること。
・ 長期国債買入オペの規模(年21.6兆円(月1.8兆円))を拡充すること。その際、日本銀行券発行残高を限度額とするルールの見直しを含めて検討すること。
・ 新型オペレーションの規模(3月物 20兆円、6月物 15兆円)を拡充すること。また、新たに1年物もその対象とすること。
・ 成長基盤強化支援融資の規模(総額3.5兆円)を拡充すること。
・ 資産買入等基金(15兆円)を積み増すこと。また、ETF、REIT等のリスク資産を含め、対象資産ごとの運用限度額も拡大すること。

4.「非常事態」に対応する新たなマクロ経済政策運営の検討

東日本大震災という「非常事態」からの復興を確かなものとするとともに、デフレからの脱却を実現するため、マクロ経済政策全体として、名目GDP成長率を高めることを目指すほか、3の取組に加え、以下のような従来の枠組みに止まらない新たな政策運営等についても、速やかに検討を行うこと。
・ 実質ゼロ金利政策継続に係るコミットメントを強化すること。
・「復興債」により復興財源を調達する場合においては、財政規律に配意しつつ、市中引受を基本とする一方で、必要に応じ、財政法第5条に基づく臨時特例的な措置として、日本銀行がこれを引き受けること。
・ 金融政策の目標を物価上昇率とする、いわゆる「インフレターゲット」を導入すること。
・ 金融政策の理念に、「物価の安定」に加え、新たに「雇用の最大化」を追加すること。